

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令案の概要について

令和 5 年 10 月
農 林 水 産 省

I 趣 旨

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）により、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号。以下「法」という。）の題名を改正し漁港及び漁場の整備等に関する法律（以下「新法」という。）とし、漁港施設等の有効活用を図る事業として漁港施設等活用事業を位置付け、これを計画的に促進するための制度を創設する改正が行われることとなっている。また、水産物の生産、漁港の安全性確保等の観点からの漁港施設の改正等を含め、改正法は、改正法の公布から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

本省令案は、改正法の施行により法が改正されることに伴い、漁港漁場整備法施行規則（昭和 26 年農林省令第 47 号。以下「施行規則」という。）等について、所要の改正を行うものである。

II 省令案の概要

（１）施行規則の一部改正

ア 省令の題名について

法律の題名を「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正することに伴い、省令の題名を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に改正する。

イ 行政財産である特定漁港施設の貸付けについて

法第 37 条の 2 に基づく特定漁港施設の貸付けについて、新法において追加された増殖及び養殖用施設である陸上養殖施設や漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設である配送用作業施設、直売所等を追加するほか、漁港管理施設のうち発電施設を追加する。また、近年の漁船の大型化等を踏まえ、漁船修理場について追加する。

また、事業者の基準（施行規則第 11 条の 5 第 3 号）については、上記施設の追加に伴い、漁船修理場の運営の事業については「漁船の修理の方法の改善」、発電施設の運営の事業については、「効率的な電力供給による水産物の生産若しくは流通の円滑化」を追加する等の改正を行う。

なお、増殖及び養殖用施設を運営させる漁港の取り扱う水産物の数量については、年間零トン以上とする。

ウ 活用推進計画及び実施計画の軽微な変更について

- ① 漁港施設等活用事業の推進に関する計画（以下「活用推進計画」という。）においては、地域の名称の変更や地番の変更に伴う変更
- ② 漁港施設等活用事業の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）においては、地域の名称の変更や地番の変更に伴う変更、新法第 57 条第 3 項の規定による更新に基づく新法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事項（設定を受けようとする漁港水面施設運営権の存続期間）の変更等

においては、漁港施設等活用事業の円滑な運営のため活用推進計画及び実施計画策定における手続を経ることを要しないこととする。

エ 実施計画の認定に係る申請手続等について

実施計画の認定に係る申請手続については、漁港管理者が実施計画の記載内容について正確に把握し、申請者が漁港水面施設運営権の設定を受ける場合には新法第 51 条の欠格事由に該当しないことを確認する等の観点から、申請者の住民票の写し又は登記事項証明書、活用事業施設の構造を示す図面、漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料、申請者が欠格事由に該当しないことを誓約する書面等の添付書類を提出させる。また、認定に係る公正な手続を確保するための措置として、実施計画の概要等を公告し、実施計画について縦覧を行い意見を有する者は意見書の提出ができることとし、実施計画の認定の公表の際には意見書の経過等についても公表する。

実施計画に係る行政財産である漁港施設の貸付契約については、認定計画が取消しを受けた場合には貸付契約を解除する等契約内容について、最低限定めるべき内容を省令で規定する。

オ 漁港水面施設運営権の移転の許可に係る申請手続及び存続期間の更新に係る申請手続について

漁港水面施設運営権の移転の許可に係る申請手続については、漁港管理者は、新法第 55 条第 3 項に規定する申請書及び当該審査に必要な添付書類（移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする書類等）を提出させ、実施計画の認定と同様に、移転の許可に係る公正な手続を確保するための措置を行う。

また、存続期間の更新をする場合においても、更新の申請をする者は、漁港管理者の審査を経る必要があることから、新法第 52 条第 2 項各号に掲げる事項（漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の内容及びその実施期間、漁港水面施設運営権の水域、漁港水面施設運営権の存続期間）等、当該審査に必要な事項が記載

された申請書を提出する。

カ 書面掲示規制の改正について

令和3年11月から開催されているデジタル臨時行政調査会においては、我が国がデジタル化を図っていく上での指針となる「構造改革のためのデジタル原則」を策定し、これを踏まえ、規制の横断的見直しを行うこととしている。このことから、書面の特定の場所への掲示等を義務付ける規制がある規定（施行規則第11条の6第1項、第14条第1項及び第2項）については、経済社会の生産性向上や国民の利便性向上の観点から、特定の場所に赴かずとも国民が当該掲示等の対象となる情報についてインターネットを利用して確認することを可能とする改正を行う。

キ 漁港協力団体の指定について

漁港協力団体として指定することができる法人に準ずる団体について、新法第61条第1項の「その他これに準ずるものとして農林水産省令で定める団体」については、「法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有している」団体（いわゆる権利能力なき社団）とする。また、漁港協力団体の指定は、新法第62条各号に掲げる業務を行う漁港の区域を明らかにしてすることとする。

ク 漁港施設とみなされる施設の指定の報告について

漁港管理者が、漁港施設とみなされる施設を指定した場合の報告書の記載事項については、国として当該施設について把握する上で必要となる事項として、報告者の名称、指定した施設の所在地、新法第66条第1項の規定により聴取した関係地方公共団体の意見等を提出することとする。

ケ 法の題名の改正及び条項移動等に伴う所要の改正

法の題名の改正及び条項移動等に伴う所要の規定の整備を行う。

（２）その他関係農林水産省令における所要の規定の整備

関係農林水産省令において、改正法の施行に伴い、法及び漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号）の題名の変更、条項移動等に伴う改正を行う。

なお、改正を行う省令は以下のとおり。

- ・ 森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
- ・ 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）

- ・農林水産省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成 23 年農林水産省令第 66 号）
- ・農林水産省関係大規模災害からの復興に関する法律施行規則（平成 25 年農林水産省令第 57 号）
- ・農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年農林水産省令第 62 号）

Ⅲ 施行期日

改正法の施行の日（令和 6 年 4 月 1 日）